

神奈川県行政書士会選挙管理委員会運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、神奈川県行政書士会役員等選出規則第 6 条により設置された選挙管理委員会の業務を公正、円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程に用いる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 委員会とは、神奈川県行政書士会選挙管理委員会をいう。
- (2) 委員長とは、神奈川県行政書士会選挙管理委員長をいう。
- (3) 規則とは、神奈川県行政書士会役員等選出規則をいう。
- (4) 委員会の事務局とは、神奈川県行政書士会事務局をいう。
- (5) 会員とは、神奈川県行政書士会会則第 6 条第 2 項にいう会員をいう。
- (6) 前各号に定める以外の用語は、神奈川県行政書士会役員等選出規則において使用する用語の例による。

(選挙の告示)

第 3 条 規則第 1 3 条第 1 項に基づき、会員に通知する告示は、第 1 号様式によるものとする。

(選挙広報)

第 4 条 選挙広報は、第 2 号様式の表紙に会長立候補届（別紙も含む）の写しを添付する方法により行うものとする。

- 2 前項の写しの添付の順序は、立候補届出の受付順とする。
- 3 選挙広報の発送は、発送時における会員の届出事務所とし、無届出の移動等で選挙広報未受領等の異議は一切受け付けないものとする。

(会長候補の届出)

第 5 条 会長の候補者になろうとする者は、会長立候補届及び 10 名分の推薦状を本会事務局内に設置する受付場所に、持参して提出するものとする。

- 2 会長立候補届の提出時間は、届出期間内の午後 1 時から午後 4 時 30 分までとする。
- 3 いかなる理由があっても、届出期間を経過した後の届出は受理しない。
- 4 前項の場合、委員会はその旨を文書をもって届出人に通知するものとする。

(会長候補者名の告示)

第 6 条 委員会は、規則第 1 6 条第 1 項による会長立候補届及び 10 名分の推薦状を受理したときは、第 3 号様式により会長候補者名を事務局に掲示する等の方法により告示するものとする。

(会長候補辞退者名の告示)

第 7 条 委員会は、規則第 1 8 条による会長立候補辞退届を受理したときは、第 4 号様式により会長候補辞退者名を事務局に掲示する等の方法により告示するものとする。

(届出期間後の辞退届の処置)

第 8 条 候補者辞退の届出期間を経過してから提出された辞退届については、投票に先立ち、委員長より規則第 3 条の選挙権者（以下「選挙権者」という。）に報告し、当該候補者の辞退を認めるものとする。

(投票所)

第 9 条 投票所は総会の議場内に設置し、投票箱 1 箇所を設備する。

2 投票所内に適当な場所に立候補者名を掲示する。

(投票用紙)

第10条 投票用紙の様式は、第5号様式によるものとする。

(投票用紙の交付)

第11条 投票用紙の交付場所は、投票所内に設ける。

- 2 投票用紙の交付は、投票へ参加する会員1人ずつに手渡すものとする。
- 3 委員長は、投票用紙の交付洩れの有無について注意をするものとする。
- 4 委員長は、交付洩れの有無を確認するものとする。

(投票用紙の記載方法)

第12条 投票用紙の記載方法は、候補者1名を明瞭に記載するものとする。

- 2 委員長は投票に先立ち、選挙権者に対し、記載についての注意を与える。

(投票の締切)

第13条 委員長は投票の状況に応じ、投票洩れの有無について、選挙権者に注意を促したのち、投票箱の閉鎖を宣言する。

(選挙立会人、開票)

第14条 委員長は、選挙権者の中から選挙立会人5名を指名して投票及び開票に立ち合わせなければならない。

- 2 選挙立会人の指名は、投票用紙の交付前の適宜の時機に行うものとする。
- 3 開票業務は、次の順序により委員全員で行う。
 - (1) 投票総数を確認し確定する。
 - (2) 有効投票数を確認し確定する。
 - (3) 無効投票数を確認し確定する。
 - (4) 不明投票用紙数を確認し確定する。
 - (5) 立候補者別の得票数を確認し確定する。

(立候補の届出がないとき等の処置)

第15条 立候補の届出がない場合又は候補者が1名の場合には、委員会はその旨を会長に通知するものとする。

(選挙運動文書、図画届出等)

第16条 選挙運動文書、図画を会員に配布又は電子メールによる配信をすることができる者は立候補者又は推薦者とし、立候補届出の日以降選挙期日の10日前までに委員会に届け出なければならない。なお、推薦者が届け出る場合は、立候補者の承認を受けなければならない。

- 2 届出の様式は、第6号様式によるものとする。
- 3 委員会は、立候補者又は推薦者が届け出た選挙運動文書及び図画を他の候補者にも送付するものとする。

(立会演説会等)

第17条 立候補者が2名以上ある場合は、立会演説会等を開催するものとする。

- 2 委員会は、会員に対し選挙広報と同時に立会演説会等の通知を行う。
- 3 立会演説会又は公開討論会の当日、委員会が定めた時間に出席していない立候補者は、やむを得ない場合を除き、その日の演説会又は公開討論会への参加はできない。
- 4 立会演説会における各立候補者の演説時間は平等とし、委員会が定めるものとする。
- 5 立会演説会における演説の順序は、立候補届出の受付順とする。

- 6 代理人による演説及び公開討論会への参加は認めない。
- 7 立会演説会及び公開討論会の会場内において、立会演説及び公開討論以外のいかなる選挙運動も行ってはならない。
- 8 立会演説会及び公開討論会の議事進行は委員長が行う。
- 9 立会演説会又は公開討論会の会場内において、第6項に違反した者、他人を誹謗する者、委員長の指示に従わない者に対し、委員長は会場から退場を命ずることができる。

(規則違反の処置)

- 第18条** 規則第37条に定める規則違反の疑いがあるため、候補者の出頭を求める文書の様式は、第7号様式によるものとする。ただし、緊急の場合は電話または電報を用いることができる。
- 2 委員会は、当該候補者の規則違反事実が明らかになった場合は、次の処置を行わなければならない。
 - (1) 注意
 - (2) 勸告
 - (3) 指示
 - (4) その他の処置
 - 3 前項の処置のための告知書は、第8号様式によるものとする。ただし、緊急の場合は電話または電報をもって告知することができる。
 - 4 委員会が候補者に対し、前2項による告知をしたときは、委員長は投票の前にその経過を選挙権者に報告するものとする。

附 則

この規程は、昭和56年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年3月18日から施行する。(様式改正)

附 則

この規程は、平成9年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。(様式改正)

第1号様式（第3条関係）

会長選挙に関する告示

神奈川県行政書士会役員等選出規則第13条に基づく会長選挙について次のとおり告示する。

区 分	内 容
選挙の期日	〇〇 年 月 日
投票の場所	年度定時総会議場内投票所
立候補届出 の受付期間	〇〇 年 月 日（ ） 午後1時から 〇〇 年 月 日（ ） 午後4時30分まで
提出先	神奈川県行政書士会選挙管理委員会
選挙管理委員	別紙「選挙管理委員会委員名簿」のとおり

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選 挙 管 理 委 員 会
(職印省略)

第2号様式（第4条関係）

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
（職印省略）

神奈川県行政書士会役員等選出規則

第14条に基づく会長選挙広報

第3号様式（第6条関係）

会長候補者名の告示

次の者の会長立候補届及び推薦状を受理したので
会長候補者名を告示する。

届出年月日

候補者氏名

所属支部

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
(職印省略)

第4号様式（第7条関係）

会長候補辞退者名の告示

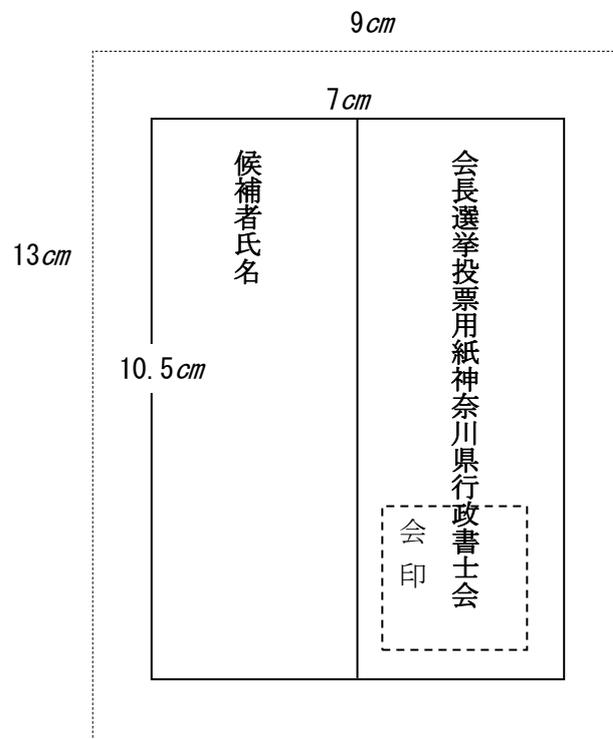
〇〇 年 月 日付をもって次の者の会長候補の辞退の届を受理したので告示する。

氏名 所属支部名

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
(職印省略)

第5号様式（第10条関係）



(注) 用紙はやや厚手のものとして、印刷する。

第6号様式（第16条関係）

会長選挙運動文書・図画の届出書	
〇〇 年 月 日	
神奈川県行政書士会 選挙管理委員会	御中
(候補者名)	
文書責任者	
所属支部	支部
事務所所在地	
電話番号	
氏 名	職印
候補者承認	職印
<p>会長候補者として、別添の選挙運動文書・図画を配布・配信したいので各1通を添付して、お届けします。</p>	

第7号様式（第18条第1項関係）

役員等選出規則違反容疑について

〇〇 年 月 日

会長候補者 氏 名 殿

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
委員長 氏 名
(職印省略)

貴殿は、下記の事項について、役員等選出規則に違反するのではないかと、
思料されますので、貴殿の弁明を得たく、来る 月 日 時
までに万障お繰り合わせの上、当委員会にご出席願いたくご通知申し上げます。

記

第8号様式（第18条第3項関係）

役員等選出規則違反告知書

〇〇 年 月 日

会長候補者 氏 名 殿

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
委員長 氏 名
(職印省略)

貴殿に対する、役員等選出規則違反について、当委員会の決議より、下記のとおり告知します。

一、告知の主旨

二、違反事実の要旨